

平成 30 年 6 月 7 日

株 主 各 位

(証券コード 6641)
京都市右京区梅津高畝町 47 番地
日新電機株式会社
代表取締役社長 齋藤 成雄

第 160 期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネットによる開示事項

事業報告

当社の会社法に基づく内部統制システムの構築に関する 2 頁
基本方針並びにその運用状況の概要

連結計算書類

連結注記表 8 頁

計算書類

個別注記表 15 頁

法令及び当社定款第 18 条の規定に基づき、上記の事項については、インターネット上の
当社ホームページ (<http://nissin.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様を提供して
おります。

【当社の会社法に基づく内部統制システムの構築に関する基本方針並びにその運用状況の概要】

1. 当社の会社法に基づく内部統制システムの構築に関する基本方針

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制に関し、会社法上の内部統制システムの構築に関する基本方針を、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会の決議に基づき制定した後、平成 20 年 2 月 22 日、平成 23 年 6 月 23 日、平成 26 年 5 月 9 日、平成 26 年 8 月 28 日及び平成 27 年 4 月 22 日に開催した取締役会の決議に基づき、その内容を一部追加・変更しており、現在、次のとおりであります。

会社法第 362 条第 4 項第 6 号、並びに会社法施行規則第 100 条の第 1 項及び第 3 項に規定された「取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」（内部統制システムの構築に関する基本方針）の整備に関し、下記のとおりとする。

なお、今後とも内部統制システムの維持・向上に努めるものとし、その構築に関する基本方針を見直す場合には、当社の取締役会の決議を取得する。

記

(1) 企業集団（当社グループ）の取締役・使用人（従業員）の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

「日新電機グループ企業行動憲章」、「日新電機グループ企業行動指針」、「コンプライアンス規程」を定め、「同規程」に基づき設置しているコンプライアンス委員会は、当社グループでの法令や企業倫理の遵守を徹底するための施策を推進する。具体的には、同委員会の策定する方針のもと、上記の憲章・指針・規程や法令遵守マニュアル等の見直し、研修会の実施などを行う。

また、当社グループの各職場に「エリア・コンプライアンス・マネージャー」（ＡＣＭ）を設置し、グループ全体においてコンプライアンスを一層きめ細かく深く浸透・徹底させると共に、上記の憲章・指針などの各グループ会社への適用を徹底したうえ、法令・企業行動指針等の遵守状況、企業倫理の推進状況、及び万一の法令・企業倫理違反の疑義ある行為などに係る情報の収集に努め、その情報を遅滞なく集約し、必要な対策を速やかに講じる体制とする。

併せて、当社グループの内部通報システムとして「ヘルプラインデスク」を外部の弁護士による窓口分も含めて運営し、寄せられた情報につき、適切に調査したうえ必要な対策を速やかに講じる体制とする。

さらに、社内の各部門やグループ会社においては、国内外の規制法令等を踏まえ、法令や企業倫理の違反が起こらないよう適正な対策を講じることとする。

加えて、コンプライアンス委員会、法務担当部門、内部監査部門及びＡＣＭは、監査役と連携のうえ、そのモニタリングを行い、問題点があれば是正する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役会議事録を始め決裁書などの文書・情報に関しては、「文書管理規程」及び「企業情報管理規程」に基づき、所定の保存年限・管理方法をもって、确实・適切に保存・管理する。また、取締役及び監査役が、常時、これらの文書・情報を閲覧できる体制とする。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各子会社を指導・支援する当社取締役（所管役員）を定め、その取締役は責任をもって対象子会社側から必要な報告を受け、当社の取締役会・常務会等で重要事項の付議・報告を行う体制とする。

その付議・報告の対象事項については、「連結子会社管理規程」や「連結子会社の重要事項審議要則」に定めて運用するものとする。

また、当社取締役は、定期的にグループ会社との懇談会を開催し、業務執行の概況などの報告を受ける体制とする。

(4) 企業集団（当社グループ）の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループでは、グループの損失の原因となり得るリスクの管理を徹底し、損失の発生を未然に防止する対策を推進すると共に、万一損失に繋がる緊急事態が発生した際に迅速・適切に対応すべく、「リスク管理に関する規程」に基づき、次の体制を構築し運用しており、必要に応じ強化・拡充する。

①ビジネスリスクを含む当社グループ全体のリスクの管理及び対策を推進すべく、リスク管理委員会（リスク管理方針や対策の基本方針などを決定）を設置し、その下でビジネスリスクに関係する重要事項については常務会において対策等を審議、それ以外のリスクについては「リスク管理実務委員会」で個別に具体的な対応を行う。また、「リスク管理実務委員会」は、リスク管理委員会の方針のもと、当社グループ全体のリスクの整理、対策の策定、「リスク・緊急事態ごとの対応マニュアル」の整備、「緊急対策本部」の立ち上げ、事業継続計画（BCP）の策定などを行うと共に、グループ社員への教育・訓練などを推進し、内部監査部門と共に、監査役と連携したうえ、グループでのリスク管理状況などをモニタリングし、問題点があれば是正する。

②各部門長及び各グループ会社社長は、「部門リスク管理責任者」として各部門・グループ会社内でのリスク管理及び対策を推進する。また、当社グループが抱えるリスクをグループ横断的に管理する部門としてリスク毎に「リスク別主管部門」を定め、グループ横断的なリスク管理及び対策を推進する。

(5) 企業集団（当社グループ）の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制その他企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社並びに主要な国内子会社においては、取締役が経営方針・経営戦略に関する重要事項の策定に注力できるよう、業務執行を行う執行役員を置く「執行役員制度」を採用する。

また、取締役、執行役員などの職務執行が効率的かつ適正に行われるよう、取締役の業務分担、執行役員の業務執行範囲、職務権限規程、決裁権限規程などを整備し、適切に運用する。「執行役員制度」を採用しないグループ会社でも取締役が職務権限規程・決裁権限規程などを整備して適切に運用すると共に、当社がグループ会社の規程内容等を確認する体制とする。

また、グループ各社においては、その取締役が取締役会等を適宜開催し重要な経営事項につき十分審議して業務執行を行い、一方、当社は審議内容等を確認できる体制とする。当社においては重要な経営事項に関し、常務取締役以上及び常務執行役員以上で構成される常務会で事前に十分審議したうえ、毎月1回開催する取締役会に諮ると共に、グループ会社に関する重要事項についても付議・報告する。

さらに、業務全般において、情報セキュリティ面の一層の施策強化を図りながらIT化を推進し、職務執行の効率化を進める。

(6)当社監査役の職務を補助すべき使用人（従業員）に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を専任で置き、当該使用人の任命、人事異動、人事評価及び懲戒処分には事前に監査役会の意見を求め、その意見を最大限に尊重する。また、その使用人による監査役補助業務の遂行については監査役のみが指揮命令権を有し、取締役の指揮命令は受けないものとして独立性を堅持し、監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

(7)取締役・使用人（従業員）、子会社の取締役・監査役・使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制その他当社監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会、常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、リスク管理実務委員会などの重要な会議に出席して報告内容を確認し、関連資料を随時閲覧できる体制とする。

また、監査役・監査役会は、代表取締役社長と定期的に意見交換や懇談会を行い、会社の対処すべき課題や中長期的な経営方針などを確認するほか、各取締役とも懇談会を行い、その業務執行状況を確認する。

当社グループにおける突発の法令違反行為などの当社の業務・業績に影響を与える重要な事項については、当社の取締役・使用人が適宜遅滞なく監査役に報告することを義務づけると共に、子会社に起因する場合は、その所管役員・所管部門長や当該子会社の取締役・使用人が当社監査役に報告するものとし、当社グループ会社に本報告体制を周知・徹底する。

また、監査役は各部門・子会社への監査を適宜実施し各種情報収集を行うほか、子会社の監査役と定期的に会議を行い情報の共有化を図ることに努める。

さらに、内部監査部門は業務監査結果や財務報告に係る内部統制システムの運用状況などを、また、法務担当部門はコンプライアンスを含む会社法上の内部統制システムの運用状況や「ヘルプラインデスク」の運用状況などを、それぞれ子会社に関する内容も含め当社監査役に毎月報告する。

(8) 前記(7)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

前記(1)・(7)の「ヘルプラインデスク」につき通報・相談者が不利な取り扱いを受けないことを「コンプライアンス規程」に規定し、適切に運用すると共に、取締役や監査役への報告を理由として不利な取り扱いを受けない旨も「同規程」に規定し、報告者が不利に取り扱われないことを確保する。

(9) 当社監査役の職務について生じる費用の処理方針に関する事項その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務執行に必要な費用につき半期ごとに予め予算を設けると共に、監査役から会社法に基づく費用の前払い・償還等を請求された際は、当社は職務執行に必要な範囲で速やかに支払い等を行う。また、監査役が必要に応じ外部の専門家に相談・確認する場合は、その費用を職務執行に必要な範囲で当社が負担する。

2. 前記1の運用状況の概要

第160期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）における前記1の基本方針の運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) 当社グループの取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を4回開催し、同委員会の決議に基づき、各種コンプライアンス施策を実施した。
- ②全国の事業所、支社、支店、子会社等へ「国内グループ社員向けコンプライアンス研修会」を開催した。
- ③弁護士を講師として、当社の役員・執行役員へ「役員コンプライアンス研修会」を実施した。
- ④公共関係の営業社員等に対し、独占禁止法に関する「コンプライアンス懇談会」を開催した。
- ⑤内部通報制度の「ヘルプラインデスク」（社内の一般ライン・女性担当ラインと社外弁護士ライン）及び「当社の社外役員への通報ライン」の適切な運営を継続している。
- ⑥国内・海外のエリア・コンプライアンス・マネージャー（ACM）が担当エリアでのコンプライアンス状況につき確認し、問題点が発見された場合は当該ACMと法務部が連携して対応している。
- ⑦「社会規範・経営理念」及び7法律（独占禁止法・下請法・贈収賄関連・建設業法・労働関連・労働安全衛生法・環境関連）につき、重点的に各遵法推進主管部門を中心にコンプライアンス施策を進めている。
- ⑧啓発活動として社内報へコンプライアンス関連記事を掲載し、また、定期的にイントラネットにコンプライアンス・メッセージを掲載し全社に通知している。

- ⑨当社の本社・前橋製作所・支社などで人権に関する研修会を実施した。
- ⑩輸出管理の内部監査を実施すると共に、「輸出管理説明会」などの研修を実施した。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

- ①電子情報のセキュリティ強化対策として、社外へ送信する電子メールの添付ファイル自動暗号化システムを導入すると共に、情報セキュリティに関するe-ラーニングや模擬メールによる訓練を実施した。
- ②企業機密管理を強化すべく、当社の「企業情報管理規程」の改定及び「企業情報管理要則」の制定（本年4月1日付け）の準備を進めた。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各子会社を指導する当社取締役（所管役員）を定め、その取締役は責任をもって対象子会社側から報告を受け、当社の取締役会・常務会等で重要事項の付議・報告を行う体制を採っており、「連結子会社管理規程」や「連結子会社の重要事項審議要則」に基づき必要事項は当社の取締役会・常務会等に付議・報告されている。

(4) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を1回、その下部組織である「リスク管理実務委員会」を4回、それぞれ開催した。
- ②国内グループ会社の従業員を対象に「安否連絡網」のテストを4回実施した。
- ③防災訓練を本社含め12事業所で実施した。
- ④「リスク対応マニュアル」及び「BCP（事業継続計画）マニュアル」の見直しを実施した。

(5) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社と主要な国内子会社では「執行役員制度」を採用している。
- ②「取締役会・常務会」については、取締役会を毎月1回定期的に開催し、重要な経営事項について月2回の常務会で事前に十分審議している。
- ③情報システムの活用により当社グループの経営の更なる効率化と一層のガバナンス強化を図るべく、国内においてはグループ各社の基幹システムの共通化や会計システムのバージョンアップを、海外においては地域ごとに基幹システムの機能拡充を推進した。

(6) 当社監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性 及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役の職務を補助する従業員として監査役室長1名を専任で配置している。
- ②監査役室長は監査役の指揮命令による業務のみを遂行し、取締役などの執行部からは独立した体制としている。
- ③監査役室長の人事評価等については、事前に監査役の意見を求めて、その意見を尊重した

評価を実施している。

(7) 取締役・従業員、子会社の取締役・監査役・従業員等またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制その他当社監査役への報告に関する体制

- ①監査役は取締役会や重要会議（常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会など）に出席しているほか、関連資料を適宜閲覧している。
- ②監査役・監査役会は、社長と定期的に懇談会等を行い、会社の対処すべき課題や中長期的な経営方針などを確認するほか、各取締役とも懇談会を行い、その業務執行状況を確認している。
- ③当社の業務・業績に影響を与える重要事項については、取締役・従業員は適宜遅滞なく監査役に報告している。
- ④監査役は、ほぼ監査計画どおりに各部門・子会社への往査を実施しており、その往査により各部門・子会社の課題・問題点の把握に努めている。また、子会社の監査役とは定期的に会議を行い情報の共有化を図っている。
- ⑤業務監査部及び法務部は監査役との定例情報交換会で、業務監査結果や内部統制システムの運用状況等の報告を行っている。
- ⑥監査役間の情報共有については、監査役会を始めとする会議の中での情報交換のほか、監査役共有フォルダにアップした資料の閲覧等により実施している。

(8) 上記(7)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

社内規則の「コンプライアンス規程」に、前記2(1)⑤の「ヘルプラインデスク」等につき、通報・相談者が不利な取り扱いを受けない旨、並びに当社や子会社の取締役や監査役への報告を理由として不利な取り扱いを受けない旨を規定し、イントラネット上で通知し周知させている。

(9) 当社監査役の職務について生じる費用の処理方針に関する事項その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の必要経費は、半期ごとに予め予算を設けたうえ予算管理を行っている。その他監査活動等により発生した費用は全て会社が負担している。

以 上

連 結 注 記 表

(平成29年 4 月 1 日から)
(平成30年 3 月31日まで)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 25社

主要な連結子会社名

日新イオン機器株式会社
株式会社NHVコーポレーション
日本アイ・ティ・エフ株式会社
株式会社日新システムズ
日新電機タイ株式会社
日亜電機股份有限公司
日新電機（無錫）有限公司
北京宏達日新電機有限公司
日新（無錫）機電有限公司
日新電機ベトナム有限会社
日新意旺高科技（揚州）有限公司
日新馳威輻照技術（上海）有限公司

非連結子会社であった日新ハートフルフレンド株式会社は、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。持分法非適用関連会社であった株式会社オーランドは、実質支配力基準に基づき連結子会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

連結子会社であった日新高技電機（東莞）有限公司ほか1社は、清算が終了したため、当連結会計年度において連結の範囲から除外しております。

非連結子会社のテクノパワー株式会社については、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社はありません。

持分法を適用していない関連会社（京都精工電機株式会社、無錫康派特有限公司）及び非連結子会社の合計の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも少額であり連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適用しておりません。

(3) 会計方針に関する事項

1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

i. 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

ii. その他有価証券

・ 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却
原価は移動平均法により算定）

・ 時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

i. 商品及び製品・仕掛品……………主として個別法

ii. 原材料及び貯蔵品……………主として総平均法

2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定額法を採用しております。また、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。なお、在外連結子会社は定額法を採用しております。

3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び一部の連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 環境対策引当金

当社は、保管するPCB廃棄物等の処理費用の支出に備えるため、当連結会計年度末においてその金額を合理的に見積ることができる処理費用については、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる金額を引当計上しております。

4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。但し、振当処理の要件を満たす為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を採用しております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合、特例処理を採用しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社及び国内連結子会社は、請負工事に係る収益の計上基準に関しては、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

④ 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

- ⑤ 連結納税制度を適用しております。
- ⑥ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において投資その他の資産の「その他」に含めていた「退職給付に係る資産」(前連結会計年度31百万円)は、金額の重要性が増したため区分掲記しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めていた「固定資産売却益」(前連結会計年度12百万円)は、金額の重要性が増したため区分掲記しております。

前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めていた「寄付金」(前連結会計年度65百万円)は、金額の重要性が増したため区分掲記しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 53,571百万円 |
| (2) 受取手形裏書譲渡高 | 90百万円 |

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|------------------------|--------------|
| (1) 当連結会計年度末における発行済株式数 | |
| 普通株式 | 107,832,445株 |

(2) 配当に関する事項

① 配当金の支払額

平成29年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	2,030百万円
1株当たりの配当額	19円00銭
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年6月28日

平成29年10月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	1,175百万円
1株当たりの配当額	11円00銭
基準日	平成29年9月30日
効力発生日	平成29年12月5日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成30年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	2,030百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たりの配当額	19円00銭
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月27日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業運営に必要な設備資金や運転資金等をキャッシュ・フロー計画に基づき、銀行借入や、住友電気工業株式会社グループのキャッシュマネージメントシステムにより調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスクの低減を図っております。また、外貨建営業債権の為替変動リスクは、先物為替予約取引等を利用してヘッジしております。

短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っております。

投資有価証券は、主に取引先企業との長期的な取引関係の維持強化等のために保有する株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価を把握し、継続保有の必要性を見直しております。

営業債務である買掛金の一部には外貨建のものがあり、その為替変動リスクは、先物為替予約取引等を利用してヘッジしております。

借入金は、主に設備投資や運転資金に必要な資金の調達を目的としたものです。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
①現金及び預金	10,868	10,868	—
②受取手形及び売掛金	51,209	51,209	—
③電子記録債権	2,356	2,356	—
④短期貸付金	22,004	22,004	—
⑤有価証券及び投資有価証券	7,104	7,104	—
資 産 計	93,543	93,543	—
①支払手形及び買掛金	17,082	17,082	—
②短期借入金	2,018	2,018	—
負 債 計	19,100	19,100	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

①現金及び預金・②受取手形及び売掛金・③電子記録債権・④短期貸付金

これらは短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤有価証券及び投資有価証券

有価証券はMMFであり短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券の時価は、株式は取引所の価格によっております。

負債

①支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②短期借入金

短期借入金は1年以内に弁済期限が到来するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(連結貸借対照表計上額228百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑤有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

5. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	945円17銭
(2) 1株当たり当期純利益	110円79銭

個 別 注 記 表

(平成29年 4 月 1 日から)
(平成30年 3 月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- i. 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
- ii. 関係会社株式及び出資金……………移動平均法による原価法
- iii. その他有価証券
 - ・時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ・時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- i. 製品・仕掛品……………個別法
- ii. 原材料及び貯蔵品……………主として総平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。また、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の上事業年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

③ 環境対策引当金

保管するPCB廃棄物等の処理費用の支出に備えるため、当事業年度末においてその金額を合理的に見積ることができる処理費用については、翌事業年度以降に発生が見込まれる金額を引当計上しております。

(4) 収益の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

請負工事に係る収益の計上基準に関しては、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。但し、振当処理の要件を満たす為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を採用しております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合、特例処理を採用しております。

② 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

③ 連結納税制度を適用しております。

④ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において営業外費用の「その他」に含めていた「寄付金」(前事業年度63百万円)は、金額の重要性が増したため区分掲記しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「固定資産除却損」(当事業年度19百万円)は、金額が僅少となったため当事業年度は営業外費用の「その他」に含めております。

前事業年度において区分掲記しておりました「為替差損」(当事業年度2百万円)は、金額が僅少となったため当事業年度は営業外費用の「その他」に含めております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	34,626百万円
--------------------	-----------

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務	金銭債権	28,162百万円
	金銭債務	16,773百万円

(3) 保証債務

関係会社の取引金融機関等からの借入に対し、債務保証等を行っております。

債務保証	4,715百万円
保証予約	1,140百万円
経営指導念書	714百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	2,372百万円
仕入高	3,785百万円
営業取引以外の取引高	7,787百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数

普通株式

957,718株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金

903百万円

未払賞与

737百万円

減価償却費

331百万円

関係会社株式・出資金評価損

311百万円

退職給付信託

276百万円

環境対策引当金

258百万円

たな卸資産評価損

208百万円

その他

1,596百万円

繰延税金資産小計

4,623百万円

評価性引当額

△745百万円

繰延税金資産合計

3,878百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金

1,318百万円

前払年金費用

1,075百万円

固定資産圧縮積立金

247百万円

その他

1百万円

繰延税金負債合計

2,643百万円

繰延税金資産の純額

1,235百万円

6. 関連当事者に関する注記

(1) 親会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の 被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	住友電気工業 株式会社	直接 51.5%	当社製品の 販売・電力 用ケーブル の購入、資 金の貸付	資金の貸付	21,076	短期 貸付金	22,000

(注) 資金の貸付について、取引金額は期中平均残高を記載しております。また、利息の利率については市場金利を勘案して決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額
子会社	日新電機 (無錫) 有限公司	直接 90.0%	債務保証等、部品 等の購入・販売	債務保証	3,714
				経営指導念書	366
	日新電機 タイ株式会社	直接 99.6%	債務保証等、部品 等の購入・販売	債務保証	12
				保証予約	1,140
				経営指導念書	66

(注) 金融機関等からの借入に対し、債務保証、保証予約及び経営指導念書の差入を行っております。

7. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

668円15銭

(2) 1株当たり当期純利益

91円36銭

以 上